

宝達志水町なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震の影響を受ける宝達志水町内の中小企業者等の事業再建及び経営安定を図るため、宝達志水町なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、宝達志水町補助金等交付規則（平成17年宝達志水町規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、石川県なりわい再建支援補助金交付要綱（令和6年2月28日施行。以下「県要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げるいずれかの支援（以下「県補助金等」という。）の額の確定を受けている者

ア 石川県なりわい再建支援補助金（県要綱に基づき石川県が交付するものをいう。）

イ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」（交付規程に基づき全国商工会連合会が交付するものをいう。）

ウ 中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」（公募要領に基づき公益財団法人石川県産業創出支援機構が交付するものをいう。）

(2) 施設及び設備等が宝達志水町内に所在する者

(3) 町税等を滞納していない者又は納税相談を行っている者

(4) 補助金の申請後も事業を継続する意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 宝達志水町暴力団排除条例（平成24年宝達志水町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員及びその関係者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

- (3) 宗教団体
 - (4) 政治団体
 - (5) その他町長が適当でないと認める者
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県補助金等の交付確定額の算定の基礎となった経費とする。ただし、宝達志水町外における施設及び設備等の復旧に要する経費は除くものとする。

- 2 補助対象経費に対する保険金及び共済金の額は除くものとする。
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から県補助金等の交付確定額を差し引いた額に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 補助上限額は、別表に掲げるとおりとする。
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県補助金等の交付確定通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該交付確定の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、宝達志水町なりわい再建支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金等の額の確定通知書の写し及び事業内容が分かる書類
 - (2) 宣誓・同意書（様式第2号）
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定兼交付額確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認め補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、宝達志水町なりわい再建支援補助金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める事項を遵守すること。

(補助金の請求等)

第9条 申請者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けたときは、速やかに宝達志水町なりわい再建支援補助金請求書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、宝達志水町なりわい再建支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(財産処分制限)

第11条 申請者は、補助事業により取得した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過する日までに補助金の交付の目的に反すると認められる使用、譲渡、交換又は貸付けをしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認には、条件を付すことができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、第10条第1項の規定により当該補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第13条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

県補助金等	補助上限額
(1) 石川県なりわい再建支援補助金の交付確定を受けた場合	100 万円
(2) 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠「令和 6 年能登半島地震」）の交付確定を受けた場合	50 万円
(3) 中小企業者持続化補助金（災害支援枠「令和 6 年能登半島地震」）の交付確定を受けた場合	50 万円